擁書樓日記

五

又6
5756
5

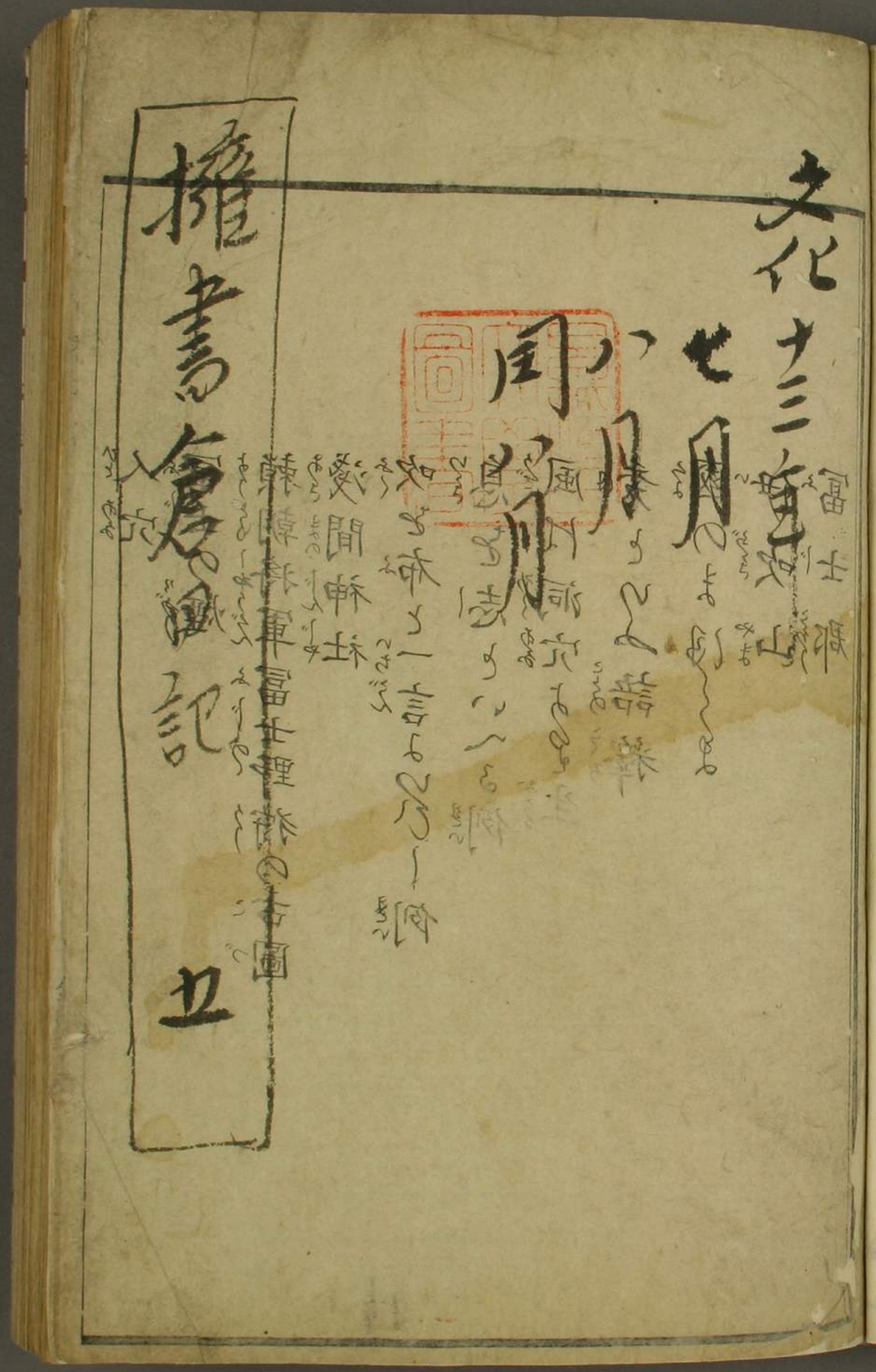


文庫
5756
巻 5

昭和二年二月吉日
高田早苗

澤の山吹
富士山
○谷三思書
滝の滝
東滝
西滝
太宰府の滝
○東滝
雑中雑
道中
二盃
五幾四
内五幾四

# 擬書樓日記

文化十三年
七月　丙申　小

○前日陰晴不定己卯土日なるかやう天
ゆん月とくるる天火と伊勢屋まえ申
おもがる比より杉森亭まで井坂鳥子ご
歌會もまねくよりあと主私を
私今ちあと人の片げざるば
彩けまぶしき主をもん
月ちえで主人今彩ハそ肝を
きばるとめ私を主申

きをきひてとぐ
ひもの
人の
荒井一郎助の
鎧をとゝ
折紙をひゞ

尊靈甲
神功皇后
宗吉
大圓山三拾八同筋精

武内宿禰
宗吉肥後守
正作
天永之比
宗德三十代末
鍛珍奇美甲也

代黄金五百枚
於武江
武内宿禰五十六世嫡裔
日本唯一甲冑良工
増田明珍大陽守

紀年銘

雜時
明和三丙戌年
八月吉辰

此地は市谷左内坂町人萬屋次右衛門と
いへる質屋のかりしもの
○二日晴山本清渓岸本田荒うゝ文つ
ものそれ望田隆民松屋助右衛門まいでく

○三日晴申ノ刻より雷雨
出て六ツのけしきなし
よりて序国寛光荒井一郎兵衛同一郎
助大田佐吉朝長尚次まいる
安子ゆうしゑ
○四日曇未の時より雷雨
いとなし山本清淺荒井一郎兵
衛まいる水野藤十郎主荒井一
郎助
おかつめ

○五日雨ゑ阿陸師荒居一郎兵衛まいる
ゑ序申田豆流ゑ
○六日曇或雨大田雲ゑ文つゑ
片岡寛光西宮弥五衛まいる
○七日曇或雨荒居一郎助水野藤十
郎主中田五郎左衛門大田佐吉片倉
鶴陵竹江他助吉沢安子
ゑ文島海まいる
て言韻啓蒙をおもし
て弘賢主ゑ
七夕

せられを
為なども御名かけて雕しりなのるや
一筆見せらつと祝蔵をもちし今日中田
出羽左衛門が許まれし家に傳へし古
文書あまた見しに古御圖帳のうち
ざらし○武蔵国葛飾郡北本所村
検地水帳元禄十丁丑年十二月○同しく
の写しに武蔵国葛飾郡西葛西領北
本所村検地水帳元禄十丁丑年十二月
とありし旧写の写しも保ちしたれしたまふあり

らざれ本書は官司の印をすゑてければ
そもとしそこなはしときのれらつやしよ
なるべし古きもしのゆゑ須崎とよぶ北え
あゝ番○牛御前の古縁起に柳下総
国葛飾郡牛嶋惣鎮守牛御前当社者
人王五十六代清和天皇御宇貞観
元年庚辰九月中旬云々○寛平元
辛卯年九月云々○王来牛御前の
社地旧りたりし古碑に貞観十七年
明王院云々○回方在司の寄進也し

指切り ○ かるがあり国分屋千
葉五郎平朝臣織道とあり 寄道
此ものゝ[illegible]五郎左衛門のさうもん
[illegible]五郎左衛門は北条所表町の名
主なり 鶴橋の向[illegible]
○八日丙巳の時より時雨 本田忠憲君
村田の[illegible]今江他助吉沢知則[illegible]
[illegible]又つゝたる[illegible]
年[illegible]て木母寺より鏡銀をとる
書[illegible]時[illegible]木母寺より

鐘の銘に武州豊嶋郡隅田川梅柳
山木母寺[illegible]延宝五年龍次丁巳九
月吉辰[illegible]仮名縁起三巻あり
画者[illegible]梅若權現御縁
起と端より出る[illegible]上巻より三巻あり
[illegible]隅田川
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○九日晴 南風 [illegible]

[illegible]

○十日晴 阿波師三好修平山来京

[illegible]

○十一日晴 高田鉄兵衛 升坂鳥子 田中

多忠なりとぞ　参議
うぐひす　永田川
上野の水くりの
命つきてとまらぬ
ものとなりけるぞ
帝の御ふみ
ぬるもいとのもとをぞ
○十二日晴　平田豆流　高嶋千春の評を
とぶらひのことば　世子
ものの用ぞ　世子
ものの用ぞ　千春
佐藤本書一郎　京都

人之土佐家の門人之画をもとに新
川南白銀町二丁目醫師秋下春良
の所より寄越候　春良
山繪縁起　伴大納言繪巻ものとも
ものの所
掘出をなる
日本国武州豊嶋郡千束郷　金
龍山浅草寺縁起　銘　并序　中器至
徳二年丁卯　十月　初三日
古沢知則　片倉鶴陵

[illegible]平田豆腐屋居一帝兵衛[illegible]
[illegible]代知賢主の行[illegible]
○十三日晴風[illegible]屋居一帝兵衛[illegible]
野藤十郎主豆腐居一帝助[illegible]
○十四日晴風[illegible]中村佛菴のもとより[illegible]
[illegible]豆腐音光[illegible]
○十五日晴風[illegible]阿法師佐藤佐五左衛門
[illegible]高本行坂[illegible]高左衛
門[illegible]
○十六日晴知賢主太田畳[illegible]

[illegible]あり歓明寺善徳寺水野
藤十郎主豆腐居市帝助[illegible]
[illegible]

○十七日晴高本行坂[illegible]
○十八日晴高本行坂[illegible]知賢
主[illegible]
岸本由豆腐美屋平吉[illegible]
○十九日晴朝長尚次[illegible]岸本
由豆腐横田[illegible]知
[illegible]

○廿日晴　田中正蔵まづまめ　源兵屋茂
兵衛ゟ文つかはす　加賀主片岡覚
兵ゟ
○廿一日晴風　加賀主村田ゟ毛ゟ
○廿二日晴風　古沢知則ゟ
○廿三日晴　ゟ　ゟ　ゟ　山
東京ゟ北摸言　さらぐろ
藤原彦麿ゟ　ゟ　ゟ
ばのゟ　松平ゟ
かぶゟ　村君ゟ

松平のゟ　ゟ　ゟ
まぐあ　ゟ　ゟ
○廿四日晴　ゟ　ゟ
やづ　ゟ　ゟ
日諸司　叙位の　ゟ　大御目附有
田播磨守主　御留守居ゟ　御勘定奉行
ゟ奉方　出羽守主　大目附ゟ　御作事
奉行土屋紀伊守主　御勘定奉行ゟ事
方ゟ　長崎奉行　山左京亮　射主　御作事
奉行ゟ　佐渡奉行　金沢瀬平主　長崎奉

行よりなりましこうし

○廿五日晴高島孫彦麿岸本由豆流高
橋書一郎山東京伝まいりて〳〵日くれ
て片岡寛光ぞうまいる

○廿六日晴古沢安子田中正蔵村田為
助子浜木豊国ゆきのもとをとぶら
太田覃ぞう又つのくに岸本由豆流
まいりきたりてくれまいりたりあるき
まいる

○廿七日晴高島居以謙まいりて片岡寛
光ぞう又つのくに小野為十
郎主のおもとをとぶらふ又ものを両国
橋邊ものもとめる原蔵事次郎殿
蔵ゆきぞうし

○廿八日曇夕立あり本多忠憲朝臣
のおもとくまいりて河原孫之丞もまい
まいる和賀主の許へつかはす

○廿九日晴夕立あり片岡寛光栗本宇
右衛門まいりて横田素義のもとより
きたりあり由豆流の書後撰の後を

[illegible]

八月　丁酉大

○朔日晴　[illegible]

[illegible]

大田佐吉　和賀主[illegible]

○二日雨風　武晴　[illegible]

[illegible]

山家京山　藤原[illegible]　北村[illegible]

[illegible]

○三日雨風　武晴　了阿法師　[illegible]

[illegible]

○四日曇　武風雨　和賀主　[illegible]

倉鶴陵　[illegible]　田中恕

右[illegible]　村田[illegible]

[illegible]　[illegible]

[illegible]

十五日晴　寺の村[illegible]　雨ぞ[illegible]

[illegible]石[illegible]島海[illegible]森打知
則[illegible]御廣敷御用人古川
和泉守主御勘[illegible]孝行御膳手掛り
[illegible]申[illegible]白敷[illegible]賀
せ[illegible]

○六日晴 片岡貴之[illegible]
古今六帖俳名[illegible]
○七日晴 知賢主の[illegible]保元物語
書業[illegible]
光藤[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

○八日晴 秋[illegible]
[illegible]助[illegible]田伝吉[illegible]
[illegible]流[illegible]

剣なりつるにおもしろかりし加賀主がり
又つかはしける日の夕ぐれより山崎新路
寺河内路並手ちかはあまりかどがかしを
とぶらふ所安田ふるの新町出るまで
ありとなり
○九日晴 岸本由豆流河原孫に逢まつり
て加賀主伴恩覚光がりとぶらふ舟
杉知則がもとへ又つかはしける書七絶督
がたみえる右上私淑えるの序をこたへ美平
書きあるへ持かへりつ今日は家為ぞ

多くなりし
○十日あしたのほど雪ふりて雨まじよ
りしうなりしてやみぬさてつかへて
ひるのあつきさこえし申の時
ちかうなりて月くまなりけるが
こぼれて雨をさそひ出でてやみぬるぞ
しほいなきや又河原所に東宮
持ち好修平まうでて杉田のも
あの家文つかはしつ平田豆家垣杉
知則がもとよりやうやうこえあり

○十一日大雨寺多忠憲卿医の内侍せう
[illegible]井坂島義[illegible]松森寺よ
り乳[illegible]
西木千鉢[illegible]
[illegible]和田半十郎
○十二日晴小侯七郎田中弟忠門素文
作大田尊[illegible]
由豆流片是寛光まこぐ川口名
より金七[illegible]
○十三日晴三日義量手大羽屋弥七郎

でく寺多忠憲卿医の内侍せう
[illegible]
松井八郎[illegible]
弘賢主の[illegible]
[illegible]
類聚名物考八の巻人事一忌諱の条ゟ
云厄年　やくどし　年忌　[illegible]世
俗ゟ厄年といふ事あり年数よりして
実説因厄ゟ[illegible]
[illegible]
[illegible]年数ゟ

忌辰とし[illegible]年忌辰とし[illegible]
氏物語若菜の巻[illegible]
[illegible]を物[illegible]年湯のことと
[illegible]憶[illegible]灵樞の作用サ
人篇[illegible]年忌の文[illegible]
[illegible]年湯の[illegible]管見[illegible]
[illegible]物[illegible]
[illegible]
[illegible]北山醫話の[illegible]
[illegible]北山醫話

下厄年 俗前厄年之説 謂七難九阨
又男 遇 四十二女 遇 三十三 為大厄歳 又云一
説本卦回是甲子 還周而復遇本
命也 [illegible]忠死 又有陰騭 按灵樞陰
陽二十五人篇云凡年忌下上之人 尤忌
常加七歳十二歳 廿五歳 廿四歳 四十三
歳 五十三歳 六十一歳 皆人之大忌不可
不自安也 [illegible]則病行 失則憂矣 當此
之時 無為妄事 是謂年忌 蓋陽九之
阨見于史若 [illegible] 每始七歳 而漸次加

九歳至六十一歳而止則七九厄難之説
為戯乎陳徒儒辟碎錄云男子大学
多用七歳九歳亦有男忌双女忌
夏之説至冠笄年無拘北齊李渾
弟僧宗歳新入学家人以偶年倍忌
按許則皇年久矣此男忌偶年女忌
奇年亦一説也又女子以卅七歳為厄
年見紫氏家訓明清ヵ輝摩
錄云本朝名云名厄北六十六歳忠敵
聖陽久志五十前之蘇翰林而素師道

復獲預皇数年老恵昌之穆亦無此
亦自一説○又云六年忌ととく年忌
年忌をいもこ年忌者よりて遠福忌
日のすまつ者づくべ夫才尊卑一子は承
二年二月廣中拾寿宮修新所
まそ云ふ初めの忌を膳ゆして神の上なる
少行をそ初めの忌を仏ゆ
比七月の朝を今日を修する
ゆをうそひ月をいとを思て亦をを
てをうひをそをうをうをうをうをうを

まなるもとその折に手ぬきてなほなほ杉を
なほきよりて偽るときにこそあるなれとふ
蜻蛉日記上巻のいふなるきは所にとありそ
ありはくたゞあげますれあげ轍を松茂
ありのけてふそてるとしうのまうけあけ
きはとかくれの侍るほとに日中五六月
の比つとめん文こ好女子にまへ人ちとて
なやましくてなんいのまそやとしうとも
きこゆひてめこの大夫のさまふつくの子
ありの名かなしあるに源氏物語に好くまさら

ませむけよ右宮のはしく おもやれてにる春の
おもきさんのよあるのまゝとうてゐをとつき
面をかくまてての人のあきとゝやうよされ
いさんのよいとやんかくなくとうしく召番様
帝よ侍りて無息なしよあまてを称に松
さらしくまとよりあれあるゝけるふれもや
まのつまてありて宗も日記おのかはするは
を枝てやりくつのあゝまやなに出家のも
てなしの侍中候の方在にめしゝのかきせり
かのとしの二高の頃も一段の内有やうりし

なり。○今按ずるに、この[illegible]
[illegible]
[illegible]
の祝後のことあるべし。いまだしらず。
大和名所記、一名和州旧跡考、十五の巻、高市郡
龍蓋寺の条に、如之尼、加之婦、紀氏、と云
年の尼をたんしゅの善尼のよし出る
[illegible]
東鑑、四の巻、初丁に、世伝に、十四年は疫
年なりしに、俄に異神を崇て、聖宣[illegible]

の者、多く死を賞したりと云。或云、四十五日は
死と云。初て三十五日は疫、と云。[illegible]
[illegible]疫年として忌めり。[illegible]
[illegible]

同次記事、十二月節分、花の条に、三十二
歳、男子、自[illegible]猿皇神、是称ネ倶里於
[illegible]志、是亦疫之事也。

照朝、樂事、十二月二十四日の条に、弓者、塗抹
變形、裝成、兜、剣、駆儺、堂元、利物、
文藤行清、四の巻、五の巻、野部より、駆儺

名物六帖人事第四　節序礼俗部ヨリ抄録

夜胡　ヤリイカヒ　駑儺　ヤリイカヒ

秋花ハ陰七の巻民間歳節下　駑儺の段ヨリ

今民間疫儺所唱鄙俗雖可笑亦用作食強之類而凡俗所向雖聖人所不敢廢也與朝儀雖不相同均之駑儺之遺風耳云々

牛馬問三の巻云或人の曰尼寺のものの曰いまだ定説なし節分の夜ヨリ始まる四十二はみの例なるべきかやうの

設ケ少見世ものの戯をして方々のものを
まるるまうけ天花粉ヨリ始まる
もてはやされ

陽山廟月数　若菜下　猛云古ふ
冊七そめ
ものなり
さるべきものの
もてはやし

吾妻鏡北八の巻十九　寛喜三年十月廿
四日の条ヨリ云　大尊御衣木道寺師信濃

法印道禅、又者明年、太宰分御厄
御祈祓之云々、
延喜記十の巻、丹波少将吉の
第五、治承三年十二月廿二日、宇佐卿大納
言、大わう上表アリ、今年世三ノ祐
チレバ、重厄ノ慎トゾ聞エシ
朝野群載三の巻、太政大臣造九條堂告
文、本命曜宿之厄云々、又太上皇北辰祭
文、宿曜祈命等之厄云々、
厄年ノ、俗説三才図会立の巻、重祇

十八の巻、陰陽二十五人第、潜頂菩薩伝
宗祖如来、梅の上下巻、伊勢物語の巻、
もゆ物語、やく者の巻、水境物語
梅の由来、下巻、也部言絵、門出記下
巻、茅窓漫録、下巻、
異本対記、源氏物語、世之の巻、十二月上守
武者、異本、丁才、沈船、花丁才、面の作者
俗説、一の巻、八十二、則日、十七則、二の巻
八十二、則日、十七則、三の巻
○十四日、雨、武晴、

弘賢主のもとへ迎陽之集七冊をやりつ
田五郎のもとへ高嶋書
一帝千者高市行政大羽屋弥七
まうづ〳〵厄年厄払のすみえたるをれ
ゆきつ〳〵

宗長紀行 下 大永六年十二月の条 廿四日
台の松大きなるつを風て
移ひ一ひ三の台松をなをも
ゆろひ〳〵や見ハいなん〇京まハ俳
〳〵て年の松物をとて花をかりの

ゆ〳〵しきをおもひやりて
ゆきすぎもせぬ和平七郎殿
こゝ〳〵やうにまつ二上洛す
ゆ〳〵

書時年中行事上巻 蜂 信濃院の折
勾當内侍くそ〳〵もをなを
くもて取ぎる御ぬりてうろもかて
ぎうをうをうをうをうをうを
よ 左之内とゝの松 白石
一ツ〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

安高作者ノ者人物沒ノ年月真丈云厄年ト云フ
支人ノ氣ヲカケテ新穢ナトアルモ支ノ九二十五三
十三四十二ヲ厄年ト云フ十九ハ重九ト云心也廿五
ハ五五廿五ト云ニヨリテ八五ヲ後ト二重後ト取
ナレ死傷ノ者又トシテ忌ム三十三ハ三三ト重ナル
五五敬ヲト取ナレ忌ム也四十二ハ四二トツクユエ死
トヨリナレ忌也若物イマヒヨリ用テ子モナキ
ヲ婦人ナドハ忌ナル五五サモアルベシ男ナトノ氣
ばかり人キ事ニハ此又旦四十二ノ二ツヲトテ四十
二歳ノ時ニ生レタルヲ厄ヲ害スルトテ或ハ子ヲ

捨テ又ハ他人ノ子ノ方ニシテ他家ノ氏ヲ
名乘ラスルナトアリ大ニ忌ナル者又ハ賤キ
者ノ思ナルハ云ニモクラズ壓ケノ人ニモカ
ヤウノ者又ヲスル輩アリ笑ベシ

○十五日雨中の煎物

月いとよりもみるもの時雨ぞ降りてはる
弘賢主のもとより此屏ぶくを今
朝正木手帯弘賢主しばの孫一ヲ
其ものの者ヲ川崎の陣屋なる杉
井一郎のもとより出来ぬ

もみぢやしらずのは 今こゝろま
此頃の文まつりにも月にかゞ
わたりてなどかれ
あまぐもよりもまてる月の
笠すげやれつる見まく月のもとあけ
まばゆし 作のもんとも
見ん人のいみじ笠きれしとやせん
月人男なみをそへで 其の擁書楼に
学館に書子不得記之 臨観人
家ことあるまいけるは書あれ 擁書倉

とよみしは王子年が拾遺記に曹曾過之
世乱に家ノ墳書ヲ焚ンヿヲ慮リ 万巻ノ書ヲ慮テ
先文ノ湮没センヿヲ乃チ石ヲ積テ倉トナシ以テ書ヲ蔵ス世
謂テ曹家ノ書倉ト云ヘリ 是をもてよめりさ
れど今の書倉は土窖にて石窟には
あらずなりて 片岡寛光吉沢安
子がりとふらひて 和賢主のもとより書
蒙求 勝地篇 伊勢物語 背聞わらなど
おこせたりけり
○十六日晴 和賢主 片岡寛光来由

[illegible]流[illegible]やうにてあり日のくれ
ぬ間に流ぶりしなめ

○十七日晴了阿法師印賢主の法文つ
[illegible]流村田の[illegible]子[illegible]
[illegible]講[illegible]つまづ
十八日晴了阿法師まづ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

萬寶章演章三餘抄老之十二[illegible]
◎厄摂厄流の事子畫極位曰云〻是謂

年忌張有賓類注此言年忌始於七歲以
至六十一歲皆逐加九年者蓋以七為陽
之少九為陽之老陽數極於九而極又變
故自七歲以後凡過九年皆為年忌若
如此流四十二歲也○紀事
曰四十二歲男子自流憂輝――――
――今夜元人以綿巾覆頭面自稱
疫水疫流終夜住來衙闇至晩而止
矣厄字篆云丑果切卧也王逸九思悼
屈子兮遭厄（左文）云云遭災考厄平男

子二十五 四十二歳 女子十六 三十三歳 是謂

厄年

厄年イ 簾中抄ノ釈ノ家 坤皆断ノ条下 三之五 思ノ五 ノ

二九 十七 廿五 廿三 四十三 四十九 五十七 六十五 七十三 八十一 九十七

高国記 文永五年四月 高国四十二ノ年

役トテ出家アリ 子息六郎 種国ニ家督

ヲユヅリ 隠居アリケル 法名相蓮 建永ト

名付奉ル 然シ厄 病 年 侍ノ故ニ六郎殿

病気ニテ 終ニ平癒 同年 十月廿

五日 御年十八歳ニテ 早世アリ 元法号

ヲ清涼院殿トソ申ケル 又 道永 夫婦

歎キ悲ミ 有様ヲトヘニ方ナシ

道のさもゝ中巻 座代和賀主紀行 大和国新薬寺

の子ゆ孝謙天皇の厄除 又 勅作の四仏

りゆあまでこうこのそ

○十六日 晴 ゆ 時 三歳宴

深を打出 ゆ 夕三年

十九日 時大 移 ゆ 日

ゆ出て 春打 勅 ゆ

とゝよ 和賀 ゆ

○廿日 晴 ゆ 村田

のゝもゝ

[illegible] 和賀主[illegible]
[illegible] 大橋茶屋[illegible]
砂石[illegible]

○廿一日雨風或晴　岸本屋流大羽屋
弥七大田佐吉と[illegible]大橋英長の母
行の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
屋ゟ仮宅[illegible]
[illegible]

[illegible]大田屋[illegible]
居市郎兵衛まで[illegible]

○廿二日雨或晴　和賀主の[illegible]
[illegible]
長大羽屋弥七[illegible]大橋英
[illegible]
[illegible]

○廿三日晴或雨　大橋茶長大羽屋弥七
[illegible]
日の[illegible]古沢安[illegible]
阿佐[illegible]

○廿四日晴　田中[illegible]

高橋義太郎殿ゟ[illegible]
[illegible]

○廿五日晴　印賢主村田[illegible]
[illegible]三好俊平片倉
鶴陵[illegible]田中[illegible]
[illegible]平田[illegible]山素[illegible]鳥海
[illegible]大橋英[illegible]
[illegible]印賢[illegible]大橋
[illegible]

○廿六日晴　[illegible]
英[illegible]

[illegible]印賢主[illegible]
○廿七日晴　[illegible]
石三思大田伝右[illegible]
[illegible]印賢主[illegible]平田[illegible]
三好俊平[illegible]

○廿八日晴

○廿九日晴　大橋英[illegible]
[illegible]大田[illegible]

○晦日晴　[illegible]大田[illegible]

# 撫書倉日記　文化十三年

閏八月小

○朔日晴或雨さりつゝ撫書樓の樓の
家を改て倉とし　今額号を撫書
倉日記とす　村田のうしやうの　柳樹　を
もとめ　大樹　美しきとぶらふ
鳥海茅岸　平田三流　文和　やめ　年
ぶらもとめつゝ　更夜日記の印　を
須賀屋太助　もとめさして　つゝ

○二日晴或曇或雨海地蟹高ノ口ノ所
まで〳〵行爲見物ものあり
○三日雨終日ノ内ノ所ノ所ノ所ノ
美也ぞうしい〳〵岸辺ノ田ノ畠ノ
ノ
○四日大雨村田のうちのこと
さいさいとみう今日北前船ノ
見をひく〳〵柳ノ柳ノ柳ノ
てハ〳〵ものよりなるべきまで
葉〳〵やん葉をひりぬ

五日晴風なかなかしかるべきのかけりやあ和
賢主平田豆流ノ海松ノ
ノ大橋美也まで〳〵
六日晴巳時大よなりあるノ所孫ノ孫ノ
阿部所まで〳〵和賢主の子〳〵
七日晴風ノ高ノ和賢主の子〳〵
ノ高ノ岸辺也ノ井地
呈覗見ぞうしい〳〵
八日晴和賢主よりて年ノ意
医の筆よまで〳〵四年今ノ場所

笑看園集をたまひ随翁君にたてまつる
めざましおぼえて其のかくれしよみかたなど
こゝろびぬかゝるさみしのはで廿十四子豊
町の与力飯田小四郎ゑずりと申ふ
冷泉家の門人にて歌の宗匠の家
に磐舟鎗とりかへ高麗子に霜を見しが
一面のなる雲の月の夜もすがら
帆柱のうへにさしかくれ宿をかりて子
かへりしに袷の衣をしきかへすめく
るけらしこりふ海老蝶子高橋氏一

郎岸本由豆流岸本游清なども
てきあそびけり
九日曇或晴或風寒くして雨い
こゞうかりと出立知賀良真の許に文つ
かはして海老蝶子高橋にまいりて流以
宮光宗中也三宗家集見かり
とふらふ
十日晴或曇了河清所三好保平山
東京何まいりて家にいりて流宗光
光まいりてきめく

○十一日晴或曇和賀主[illegible]
[illegible]村田[illegible]高嶋[illegible]
[illegible]
[illegible]

○十二日曇或雨[illegible]村田[illegible]
[illegible]
[illegible]

○十三日曇或雨[illegible]
[illegible]京橋銀屋二丁目書肆[illegible]屋

要助[illegible]寛光[illegible]流[illegible]
[illegible]村田の[illegible]
[illegible]兼[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]稲[illegible]

[illegible]

十四日雨高嶋寺一宗[illegible]石上
[illegible]行[illegible]

十五日雨高嶋寺一宗[illegible]石上
[illegible]行[illegible]

十六日雨知覺寺の法[illegible]
十七日雨八ツ時より晴て[illegible]橋田
袋[illegible]
中忠[illegible]
[illegible]

十八日晴[illegible]
[illegible]高嶋千者[illegible]屋[illegible]
[illegible]

十九日晴高嶋千[illegible]知覺

主の許へ文つかはしぬ 太田覃吉沢安
子奉貞鶯かりかむらふ友鳥小山より
廿日晴 太田覃へ文つかはしぬ 大橋
英生のもとへ小杉助をやりめて 和賀
主許同覧を引とらせ 岸本由豆流か
許にて砂石集の會業一つ
廿一日晴 小風 和賀主の許へ 井
坂島子の會にて 小杉林亭にてあそふ 片
岡寛光まうてきたり

廿二日 和賀主 由豆流へまうし文つかはし
ぬ 大和屋張吉のもとにて 大橋英生のもとへ
つかはし 今朝白井良意をやりて 小山
田の里なる田中出右衛門か帰りをとふらひ
取次の時
廿三日晴 大和やにて 麹町八丁目火事あり
秀吉一年 ... 序 松屋
まうしき 今朝 淡眠の ...
はなの ... 
こたへ

[illegible]

廿五日晴孫[illegible]

[illegible]

廿六日晴岸辺[illegible]

[illegible]

廿七日晴或小雨[illegible]

所倉鶴陵横田袋[illegible]

[illegible]

廿八日晴横田袋[illegible]村田の[illegible]

[illegible]杜渡民所倉鶴陵岸

[illegible]

[illegible]

廿九日晴風[illegible]
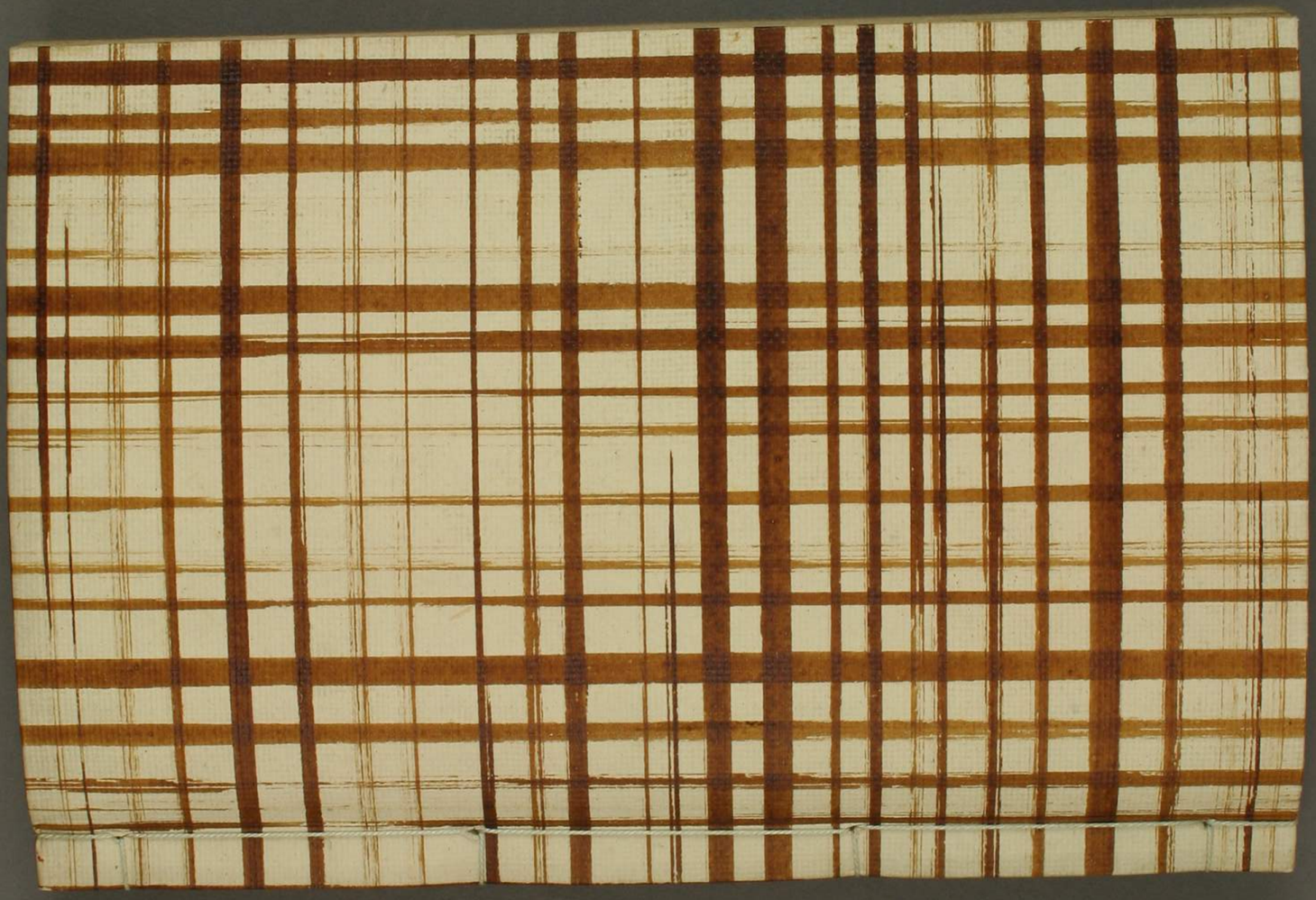
高[illegible]